

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱

20水漁第2745号
平成21年4月1日
農林水産事務次官依命通知
改正 21水管第476号
平成21年5月29日
21水漁第3011号
平成22年3月30日

- 第1 農林水産大臣は、水産業体質強化総合対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき行う水産業体質強化総合対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「事業主体」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。
- 第3 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定による申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、申請書は、農林水産大臣に正副2部を提出するものとする。
- 第4 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、毎年度、農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第5 事業主体は、規則第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の計画変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第6 規則第3条第1号イ及びロの規定により農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第7 事業主体は、規則第3条第2号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了することができない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第3号により補助事業遂行状況報告書を作成し、その翌月の末日までに正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書をもって、これに代えることができるものとする。

第9 規則第6条第1項の実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。

第10 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第11 事業主体は、実施要綱第10の2の規定により、水産業体質強化総合対策事業造成基金の残額を国に返還する場合には、別記様式第5号の国庫納付金承認申請書により農林水産大臣の承認を受けて、国庫に返還しなければならない。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物の保管期間は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年とする。

第13 事業主体（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人に限る。）は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた場合には、別記様式第6号により補助金等支出明細書を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

第14 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお、従前の例による。

別表（第2、6関係）

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更
<p>1 漁業構造改革総合対策事業費 (1) 漁業改革集中プロジェクト運営事業費</p>	<p>1 中央プロジェクト本部運営事業費 事業主体が、漁業改革推進集中プロジェクト本部を設置し、その運営を行うのに必要な資金を造成するのに要する経費</p> <p>2 地域プロジェクト運営事業費 事業主体が、地域プロジェクト運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間における経費の増減</p>
<p>(2) 漁業構造改革推進事業費</p>	<p>1 もうかる漁業創設支援事業費 事業主体が、もうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p> <p>2 担い手漁業経営改革支援リース事業費 (1) リース料助成事業 事業主体が、担い手漁業経営改革支援リース事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費 (2) リース漁船審査事業 事業主体がリース漁船審査等事務を行うために必要な資金を造成するのに要する経費 (3) 資金融通円滑化事業 事業主体が、水産業協同組合等が担い手漁業経営改革支援リース事業を実施のため融資を受ける場合にその保証を引き受ける漁業信用基金協会に対して交付金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p> <p>3 漁船漁業再生事業費 事業主体が、漁船漁業再生事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p>	<p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる1、2及び3の経費の相互間における経費の増減</p>
<p>2 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業費</p>	<p>1 漁業経営体質強化対策事業 事業主体が、沿岸漁業等体質強化緊急対策事業を実施する漁業者等に対して助成金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p> <p>2 資源回復・漁場生産力強化事業 事業主体が、資源回復・漁場生産力の向上のための活動に対して助成金を交付するのに要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>経費の欄に掲げる経費の相互間における30%を超える増減</p>

<p>3 省エネ対応・資源回復等推進支援事業費</p>	<p>事業主体が、省エネ対応・資源回復等推進支援事業を実施する漁業者等に対して助成金を交付するために必要な資金を造成するのに要する経費</p>	<p>定 額</p>	<p>事業計画の変更に伴う補助金の増額となる変更及び事業内容の変更</p>
-----------------------------	---	------------	---------------------------------------

別記様式第1号（第3関係）

平成 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

住 所
事業主体名及び
代表者氏名

印

平成 年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので水産業体質強化総合対策事業費交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業費（資源回復・漁場生産力強化事業）
- (2) 省エネ対応・資源回復等推進支援事業費
- (3) 基金造成計画（実績）又は事業実施計画（実績）

【基金造成計画（実績）】

区 分	造成時期	造 成 額	備 考
(基金) 水産業体質強化総合対策事業費補助金 省エネ対応・資源回復等推進支援事業費	年 月	円	

【事業実施計画（実績）】

区 分	実施時期	実施内容	備 考
(補助) 水産業体質強化総合対策事業費補助金 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業費 （資源回復・漁場生産力強化事業）	年 月		

3 経費の配分

【基金】

区 分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費)	補助金の額	備 考
水産業体質強化総合対策事業費補助金 省エネ対応・資源回復等推進支援事業費	円	円	

【補助】

区 分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）	負担区分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
水産業体質強化総合対策事業費補助金 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業費 （資源回復・漁場生産力強化事業）		円	円	

4 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

5 収支予算（又は収支精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減 （△）	備 考
国庫補助金	円	円	円	
自己負担金				
計				

（2）支出の部

区 分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減 （△）	備考
水産業体質強化総合対策事業費補助金 1 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業費 （資源回復・漁場生産力強化事業） 2 省エネ対応・資源回復等推進支援 事業費	円	円	円	
計				

6 添付書類
事業主体の定款及び事業計画書（当初）

別記様式第2号（第5関係）

平成 年度水産業体質強化総合対策事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

住 所
事業主体名及び
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号で補助金の交付決定の通知があった水産業体質強化総合対策事業について、下記のとおり変更したいので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき申請する。

記

（注）

- 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」とあるのは「変更の理由」とし、補助金の交付決定により通知された事業の内容と変更後の事業の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書にし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、省略するものとする。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
- 2 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業計画変更承認申請書」を「事業計画中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

平成 年度水産業体質強化総合対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

住 所
事業主体名及び
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 号により補助金の交付決定の通知があった水産業体質強化総合対策事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

事業名	総事業費 (A)	月 日までの実績 (B)	進捗率 (B) / (A)	備考
水産業体質強化総合対策事業費補助金	円	円	%	
1 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業費 (資源回復・漁場生産力強化事業)				
2 省エネ対応・資源回復等推進支援 事業費				
合 計				

別記様式第4号（第9関係）

平成 年度水産業体質強化総合対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

住 所
事業主体名及び
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 号により補助金の交付決定の通知があった水産業体質強化総合対策事業について、下記のとおり実施したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱第9の規定に基づき報告する。

（なお、併せて精算額 円の交付を請求する。）

記

（注）

1. 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずる。
2. 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

国庫納付金承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣
殿

住 所
事業主体名及び
代表者氏名 印

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記により申請する。
(なお、併せて事業造成基金の残額 円を返還する。)

記

1 総括表

事業名	事業造成基金造成額 ①	運用額 ②	事業造成基金からの助成金支出額 ③	水産業協同組合等からの助成金返還額 ④	返還額 =①+②-③+④
水産業体質強化総合対策事業費補助金	円	円	円	円	円
1 漁業構造改革総合対策事業費					
2 沿岸漁業等体質強化緊急対策事業費					
3 省エネ対応・資源回復等推進支援事業費					
合計					

2 添付書類

- (1) 運用益取りくずし報告書
- (2) 運用益（預け入れ利息）明細一覧表

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称			
2. 事業の目的及び内容			
(1) 目的			
(2) 具体的な内容			
3. 交付先の名称			
4. 交付実績額			千円 (A)
5. 補助金等における管理費			
(1) 人件費			千円
(2) 一般管理費			千円
(3) その他の管理費			
内 容		金 額	
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
合 計			千円
6. 外部への支出			
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出			
支出内容	支出先	金 額	
-----			千円
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円 (B)
(2) (1) 以外の支出			
支出内容	支出先	金 額	
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
7. その他			
内 容		金 額	
-----			千円
-----			千円
-----			千円
合 計			千円
8. 再補助等の割合			% (B / A)

(注)

- 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助金等の事業に携わる当該法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。
なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。
「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。
なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。
＜「(2) (1) 以外の支出」の具体例＞
旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料
- 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、漁協、都道府県等、当該会社等の所属業界がわかるよう記入する。
- 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。
- 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。